

大分県報

令和四年

第三五二号

十月二十一日

（金曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正……………一

告示

指定漁船調書の縦覧……………一

○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月二十一日

大分県病院局長 井上敏郎

大分県病院局管理規程第九号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六項の表中「〇・二五」を「〇・八五」に、「二・二五」を「二・八五」に改める。

附則

（施行期日等）

- この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県病院局職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）は、令和四年十月一日から適用する。
- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の大分県病院局職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

○告示

大分県告示第四百十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

国東市国東町東堅来八十七番地

濱松 豊信

国東市国東町富来浦二千七百七十一番地

末廣 康徳

国東市国東町富来浦二千二百九十八番地五

清國 哲司

2 加入区

富来加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年十月二十一日から同年十一月四日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市国東町富来浦二千七百四十四番地の二百三十九

大分県漁業協同組合くにさき支店事務所